

# 令和8年度小・中学校生徒指導対策協議会

## 令和8年度の生徒指導上の重点について

### <説明内容>

1. 生徒指導の目標と発達支持的生徒指導について
2. いじめの問題への対応について
3. UniPath（不登校）支援等について
4. 自殺予防教育について
5. 専門家との連携について

本日紹介した資料は、  
県教育委員会各課発行・提供資料  
→義務教育課  
→生徒指導係関係資料  
からダウンロードできます。



群馬県教育委員会義務教育課生徒指導係

# 豊かな人間性の育成

～子供の成長を支える生徒指導～

## 生徒指導

児童生徒がエージェンシーを発揮しながら自己指導能力を獲得できるよう、生徒指導「4つの視点」を常に意識して、生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・対応に組織的・計画的に取り組むとともに、授業や学級経営等、日々の教育活動において、児童生徒理解に基づいた一人一人の自発的・主体的な成長を支える働きかけに積極的に取り組みましょう。

### 自己指導能力の獲得を支える生徒指導「4つの視点」

自己指導能力=自ら設定した目標の達成のために自発的、自律的、かつ、**他者の主体性を尊重しながら**、自ら決断・実行する力

自己存在感の感受

共感的な人間関係の育成

自己決定の場の提供

安全・安心な風土の醸成

### 【重層的支援構造の各層における支援の重点】

#### 困難課題対応的生徒指導

**特別な援助が必要な児童生徒に対する組織的・継続的な支援**

- コーディネーター役の教員を位置付けた教育相談の推進
- SC・SSW・SL等の専門家や関係機関との積極的な連携による学校主体の組織的な対応

#### 課題予防的生徒指導（課題早期発見・対応）

**気になる児童生徒の早期発見・対応**

- 日常の観察やチャンス相談、生活アンケート等による、いじめや児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見
- 法に基づくいじめの積極的な認知と、学校いじめ対策組織を中心とした組織的な早期支援の実施
- 小さなSOSを受け止める体制整備

#### 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

**全ての児童生徒に対する課題の未然防止に向けた教育・取組**

- SOSの出し方・受け止め方に関する教育の意図的・計画的な実施（年1回以上の授業実施）
- 学級活動や児童会・生徒会活動における、児童生徒による主体的ないじめ防止活動の推進
- SC・SSW・SL等の専門家を講師とした、各校の実態に応じた生徒指導に関する校内研修の実施

具体的な取組のポイントを示した  
[「児童生徒理解に基づく成長を支える生徒指導の充実」](#)

もご活用ください。

#### 発達支持的生徒指導

**全ての児童生徒の成長を支える日常的な教職員による働きかけ**

- ありのままの自分を肯定的に捉えたり、他者の役に立っていると感じられたりする場面の設定
- 困ったときに弱音を吐いたり、頼ったり、相談したりできる児童生徒と教職員との信頼関係づくり
- 集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした学級経営の充実
- 「魅力ある学校・学級づくり」と「誰もが分かる授業」の工夫など、児童生徒一人一人にとって安全・安心な居場所づくり



関連資料



## 生徒指導の目標 = 児童生徒一人一人の自己指導能力の獲得

### 生徒指導の目標

- 児童生徒一人一人が**自己指導能力**(深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力)を獲得する。

### 生徒指導の 実践上の視点

#### ✓ 自己存在感の感受

- 児童生徒が学校生活のあらゆる場面で、「**自分も一人の人間として大切にされている**」と**実感**できるか。  
(具体的な取組)「指導の個別化」や「学習の個性化」

#### ✓ 共感的な人間関係の育成

- 学級・HRにおいて教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団において、**自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる**相互扶助的で共感的な人間関係  
(具体的な取組)児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくり

#### ✓ 自己決定の場の提供

- 自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が得られているか(「**主体的・対話的で深い学び**」の実現)。  
(具体的な取組)校則の見直しにおける児童生徒の参画

#### ✓ 安全・安心な風土の醸成

- 児童生徒一人一人が、**個性的な存在として尊重され**、学級・HRで安全かつ安心して教育を受けられるよう配慮。  
(具体的な取組)不適切な指導の禁止、不利益な取扱の禁止

## 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導とは、教育課程内外の全ての教育活動において、学校、教職員から、全ての児童生徒に様々な働きかけが行われており、そうした日常の働きかけの中でも、生徒指導の観点をもっていこうという考え方。

### 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場

- 教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要。

#### 学習指導

全ての子供たちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協働的な学び」実現



#### 生徒指導

「社会の中で自分らしく生きることができる存在への児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」

#### 生徒指導の実践上の視点

- ✓ 自己存在感の感受を促進する授業づくり
- ✓ 自己決定の場を提供する授業づくり
- ✓ 共感的な人間関係を育成する授業
- ✓ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

- きめ細かで、継続的で確かな児童生徒理解に基づいて、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行う。
- 当該児童生徒に対する配慮事項、指導や支援目標の設定、具体的な指導や支援方法を明確にし、チームで実践。

## 学校における「いじめに対する措置」（法第23条の義務）

1

教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

▶ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠

組織への通報

2

学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告す

▶ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。

事実確認・報告

3

学校は、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

支援及び  
指導・助言

4

学校は、必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等※を検討

※被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置

特別の指導  
(必要に応じて)

5

いじめに係る情報を、加害・被害児童生徒双方の保護者と共有

情報共有

6

警察と連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処
- 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

警察との連携

## いじめの対応について確認いただきたいこと

### 未然防止

- ◆ 「いじめる心理」「いじめの構造」「いじめの法」の視点から考える未然防止教育の実施。
- ◆ 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり。  
→何が正しく、何が間違っているかを自分で考え行動できる児童生徒の育成。

### 早期発見・対応

- ◆ いじめアンケートの設問の点検と見直し。ダブルチェック体制の整備。
- ◆ いじめか否かの判断の根拠は法第2条の定義によること。いじめの認知は学校いじめ対策組織を活用して行うこと(個人で判断してはならない)。
- ◆ 自校の学校いじめ防止基本方針について、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。  
→関係する人たちのいじめに対する温度感をそろえる。いじめの感度を上げる。

### いじめの対処

- ◆ 組織的な対応の徹底(支援や指導、解消の判断等を担任だけで行わない)。
- ◆ 犯罪行為に該当する暴力行為やいじめに対しては、警察等の関係機関と連携や別室指導、出席停止等の毅然とした対応を行うこと。(学校・警察連絡員の指定に課題)  
→法や基本方針、ガイドライン等に沿った適切な対応の徹底。

## Uni Path (ユニパス) について

不登校のイメージ変えてみませんか？

# Uni Path

ユニパス



unique = 一人ひとりの  
path = 道  
一人ひとりの道

ユニパスは子どもたちの学びの場の多様化と社会への認知拡大を目指し生まれました。

**すべての子どもたちに通じる  
一人ひとりを尊重した言葉です。**

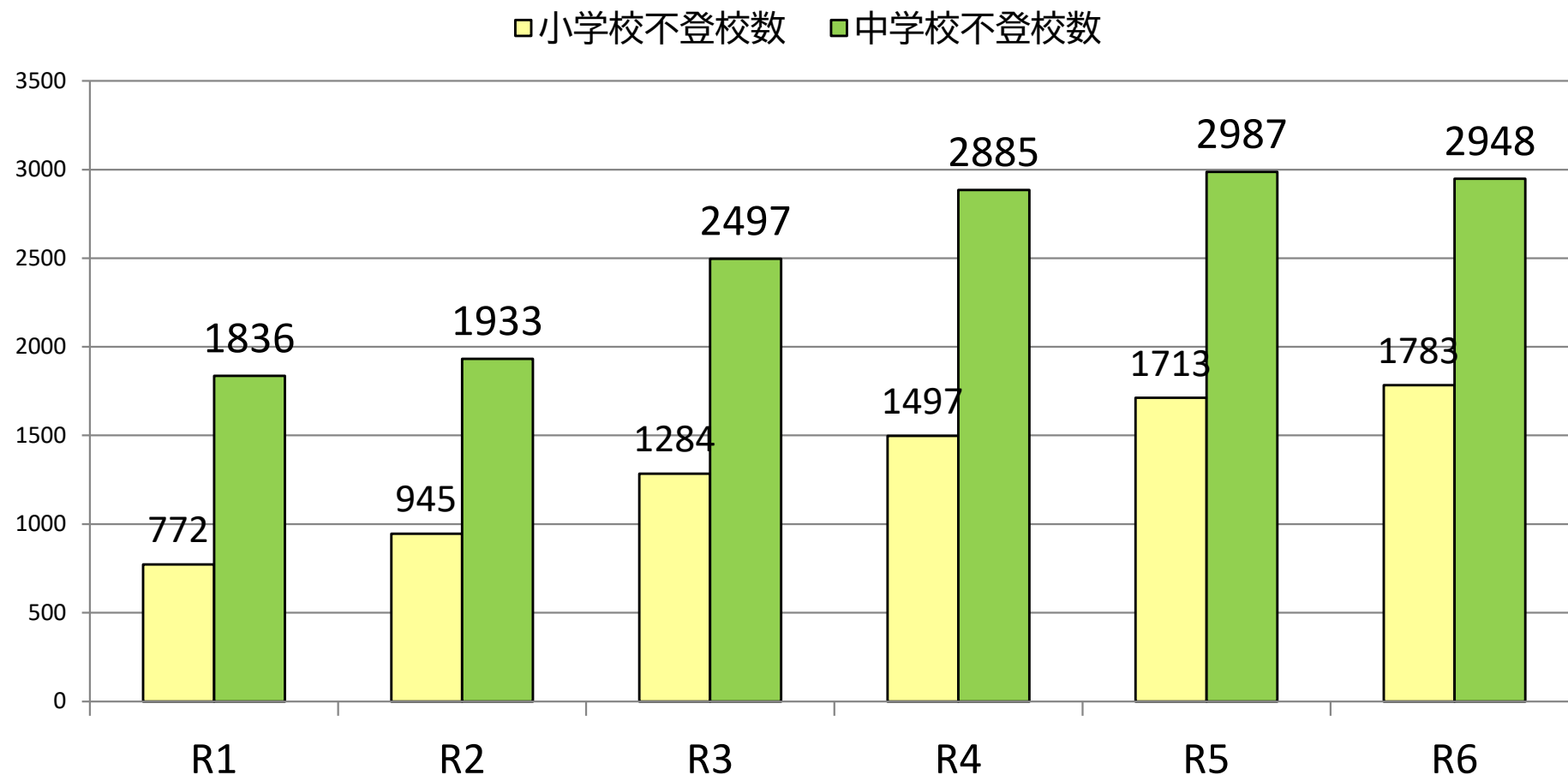
※「UniPath」は高校生リバースメンターによって提案された言葉です。  
※高校生リバースメンターとは、知事の相談役に任命され、知事へ政策提言を行う高校生のことです。

### 高校生リバースメンターによる提案

「UniPath(ユニパス)」は、「一人ひとりの道」を意味していて、「一人ひとりがそれぞれの思い描く道を歩んでいいんだ」と、子どもたちに自らの状況を肯定的に捉えて欲しいという思いが込められている。

国の調査等の表記や未然防止を意図した表現では「不登校」の表現を使う場合もあるが、県が作成する資料等においては、可能な限り「UniPath(ユニパス)」という表現を用いながら、こうした考え方や思いを丁寧に伝えていきたい。

## UniPath児童生徒の現状（県内公立）



（令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

- 国の調査結果では、不登校児童生徒数は、小学校では12年連続増加、中学校では11年ぶりの減少となっている。
- 中学校の不登校生徒数は減少となっているが、割合としては増加している。

# 心と学びのサポートセンター「つなぐん」

心と学びのサポートセンター  
**つなぐん**

相談はこちらから→

・18歳までの子供とその保護者、教職員が相談できます。  
・学校等の生活・学習について、いじめや不登校、生活習慣、養育や発達、就学等の相談をお受けします。

～すべての子供たちに一人一人の学びの場を～

SC、SSW等と連携してUniPath児童生徒の見立てや支援方針を検討し、学校・家庭・地域が連携協力しながら支援に取り組む。

「いつでも」「どこからでも」「いろいろな方法で」

**電話相談**

つなぐん相談ダイヤル  
**0270-26-9200**

・24時間子供SOSダイヤル(フリーダイヤル) なやみ いおう  
**0120-0-78310**

**来所相談**

0270-26-9200 又は  
sodon@edu-g.gsn.ed.jp  
で御相談ください。

**訪問相談**

来所相談をしている子供を対象に、学校からの依頼等に対応します。  
0270-26-9200  
に御相談ください。

**あなたの悩みを聞かせてください**

**メール相談**

総合教育センターWebページ又は本チラシ上部に掲載の2次元コードからアクセスしてください。

**高校生オンライン相談**  
(※高校生、中学生(一部地域を除く)が対象)

学校から配布されるカードに掲載の2次元コード等からアクセスしてください。

**教職員のための相談窓口**  
(※原則、採用1～5年目の教諭・事務職員等が対象)

若手教職員相談: 総合教育センターWebページ又は本チラシ上部に掲載の2次元コードからアクセスしてください。

**つなぐんオンラインサポート**  
(通称「つなサポ」)

総合教育センターWebページ又は本チラシ上部に掲載の2次元コードからアクセスし、「つなサポ」専用サイトより詳細を御覧ください。

月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00  
※24時間子供SOSダイヤル、メール相談、教職員のための相談窓口受付: 24時間対応

## ケース会議の開き方のPOINT

**【事前の準備】** <ケース会議参加者の例>

校 内	管理職、学年主任、担任、教育相談担当、部活動顧問、生徒指導主事(主任)、養護教諭、S C、S S W
校 外	福祉関係機関(児相、市町村福祉部局、民生・児童委員等)、小中学校(幼稚園)関係者、警察、教育委員会

○情報収集と資料作成  
○参加メンバーの決定  
○日程と会議時間の設定  
○会議のねらいの明確化

**【会議の流れ】(50分設定の例)**

- ① 導入(5分)**
  - ・参加者の確認、紹介
  - ・会議のねらい、流れ、時間を確認
  - ・留意事項の確認(守秘義務、受容的態度、誰も責めない)
- ② 情報共有・課題の把握(20分)**
  - ・児童生徒の現状や困り感の報告(学校、家庭)
  - ・情報(これまでの支援状況等)の整理
  - ・課題の背景や要因の検討(仮説を設定)
  - ・本人の強み、活用可能な社会資源、キーパーソンの確認

「担任としては～という思いです」  
「SCとのカウンセリングでは～な様子です」  
「〇〇さんが最も困っていることは～だと思います」  
「～の心配事を取り除くことが今一番必要かもしれません」  
「～の制度の活用が可能ではないかと思っています」
- ③ 目標の設定・役割分担(20分)**
  - ・現実的で評価しやすい目標を設定
  - ・目標に向けた対応策を検討、優先順位の確認
  - ・対応策について役割分担を明確化(誰が、何を、どのように、いつまでに)

「1日1時間だけでも相談室で生活することを目標としましょう」  
「SCのカウンセリングでは、～についてよく見ていきます」  
「母親の支援はケースワーカーに引き継ぎをお願いします」  
「～制度の活用については、SSWから提案してみます」
- ④ 今後の支援の確認(5分)**
  - ・今後の支援の確認
  - ・緊急対応の連絡方法の確認
  - ・次回の会議の日時等の調整

# 指導要録上の出席扱い・成績評価について

## 不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【学校・教育委員会等向け】



不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や  
自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、  
一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。

### 出席扱いの主な要件について(義務教育段階)



#### 学校外の施設で相談・指導を受けている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること。
  - 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断(※)される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
- (※)民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(https://www.mext.go.jp/content/1422155\_004\_2.pdf)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\_00004.htm)



#### 自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\_00005.htm)



### 成績評価の主な要件について(義務教育段階)

- 不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。
- 学校と、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等(以下、「保護者等」という。)の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。
- 学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\_00002.htm)



なお、高等学校における不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱いは、下記をご参照ください。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm)



【学校・教育委員会等向け】

## 不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【保護者等向け】



不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や  
自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、  
一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。  
その判断は学校が行うこととしていますので、在籍する学校やその設置者である  
教育委員会等にお問い合わせください。

### 出席扱いの主な要件について(義務教育段階)



#### 学校外の施設で相談・指導を受けている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること。
  - 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
- (※)民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(https://www.mext.go.jp/content/1422155\_004\_2.pdf)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。



(詳細はこちら)

#### 自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。



(詳細はこちら)

### 成績評価の主な要件について(義務教育段階)

- 不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。
- 学校と、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等(以下、「保護者等」という。)の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。
- 学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。



(詳細はこちら)

なお、高等学校における不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱いは、下記をご参照ください。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm)



参考

#### 不登校に関する地元の相談窓口

- 不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成された地域の相談支援機関等に関する情報を文部科学省のホームページ上にまとめています。
  - 相談先にお困りの方は以下のリンク先のページから相談窓口をご確認ください。
- (https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/06112214.html)



【保護者等向け】

## 学校における自殺予防の3段階

### 予防活動

全児童生徒を対象とした「未来を生きぬく力を育む教育」としての自殺予防教育

- ◆ 全ての教職員、保護者を対象とした研修会等の実施。
- ◆ SOSの出し方に関する教育を包括した自殺予防教育に繋がる教科等での授業の実施

【参考】自殺予防教育モデルプログラム(令和8年3月 県教育委員会)  
群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラム(平成31年3月 県こころの健康センター)  
SOSの出し方・受け止め方プラン(県総合教育センター 令和元年度長期研修員実践研究)

### 危機介入

自殺の危険が高まった生徒への気づきと関わり

- ◆ 自殺の危機の早期発見(児童生徒の自殺の危険のサインに早期に気付けるよう、教職員一人一人が自殺予防に関する意識を高める)。
- ◆ 校内連携型危機対応チームの立ち上げと、緊急ケース会議の開催(アセスメントと対応)。

【参考】自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル(令和4年8月 県教育委員会)  
教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)

### 事後対応

自殺が起きてしまったときの危機対応と心のケア

- ◆ 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」に沿った緊急対応及び背景調査の実施とネットワーク型緊急支援チームの立ち上げ、対応。

【参考】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針(令和7年12月 文部科学省)  
子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月 文部科学省)

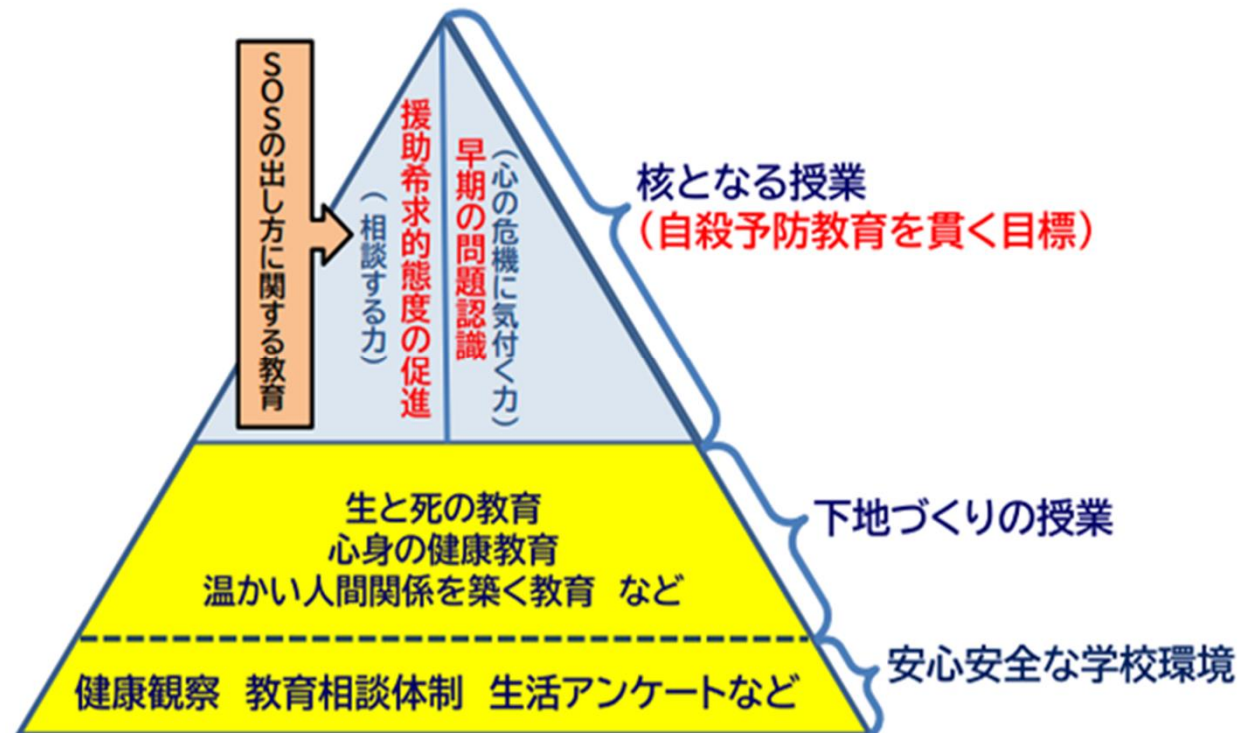
## 自殺予防教育の全体像について

自殺予防教育は、「**早期の問題認識**」と「**援助希求的態度の育成**」に焦点を当て、

- ① **心の危機のサインを理解する**
- ② **心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ**
- ③ **地域の援助機関を知る**

ことを目的としている。

特にSOSの出し方に関する教育の実施等については、自殺対策基本法で**努力義務が規定**されている。



「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の構造」  
 (出典 「生徒指導提要」(令和4年12月))

# SC・SSW・SL等の専門家との連携について

## SC・SSWとの協働で 学校の対応力を高めましょう!!

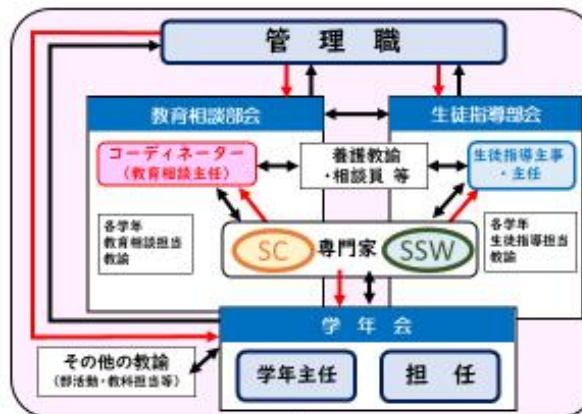
いじめ、不登校、虐待、誹謗中傷、ヤングケアラー等、学校だけでは解決できない生徒指導上の課題も増えてきています。そのため、対応には、専門家や関係機関との協働が必要です。



担任一人だけで抱え込むことなく、関係者で情報を共有し、専門家の意見を参考に、対応策をみんなで考えていきましょう!

## 協働による教育相談体制の充実

【教育相談体制の一例】



### ☑ 相談体制チェック

- 担任のみに保護者対応が偏っていないか
- 学年会等で教職員同士が気軽に相談しているか
- 教育相談部会は機能しているか
- 管理職が把握・助言しているか
- コーディネーターが調整しているか
- 情報共有のシステムが確立しているか
- SC・SSWに相談できるシステムが整っているか

### 【教育相談体制づくりのポイント】

- SC・SSWの役割、効果の十分な理解
- 教職員間で相談しやすい、風通しのよい職場づくり
- 管理職・生徒指導主事（主任）との情報共有と役割分担
- コーディネーター役の教員の位置づけ ※教育相談主任、不登校支援担当等

SCやSSWと協働し、教育相談機能が発揮できるチーム体制を築くためには、校長のリーダーシップに加えて、コーディネーター役の教員の存在が重要です。教育相談コーディネーターの役割は以下の通りです。

- SC・SSWの周知と相談受付
- SC・SSWとの連絡調整
- ニーズの把握
- ケース会議の開催
- 気になる児童生徒の情報共有
- 相談活動スケジュールの計画・立案
- 個別記録等の情報管理
- 校内研修の実施

次のページで「ケース会議の開き方のPOINT」を紹介します。

『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～

# SC・SSW・SL等の専門家との連携について

## スクールロイヤー活用事業について

### 特徴1 定額で法律相談、職員研修等が上限なしで依頼可能（義務・高校）

- ・他県では相談1件や単位時間で単価があり、予算額の中で相談の上限があるところが多い

### 特徴2 R3,4で課題であった相談の流れを市町村と連携し、スムーズに（義務）

#### モデル事業時の相談の流れ



#### R7からの相談の流れ



- ・学校から市町村教委に相談依頼し、その後は学校がSLと直接やりとり
- ・報告書の提出をなくし、市町村教委が簡易的な管理簿に活用状況をまとめる（教育事務所、県教委提出）
- ・市町村がSL配置をする際、ここでのやりとりをノウハウとして役立てる

### 【令和7年度実績】

法務相談：140件（保護者トラブル78件、いじめ43件、問題行動7件、ネットトラブル4件など）

職員研修：31件

児童生徒向け授業：6件

# いじめ問題対策推進事業について

～オール群馬「いじめ防止」の取組～



# いじめ問題対策推進事業について



＜今井さんの思い＞

みんなが笑顔になる世界を、みんなで  
つくっていく様子を、このポスターに表現  
しました。



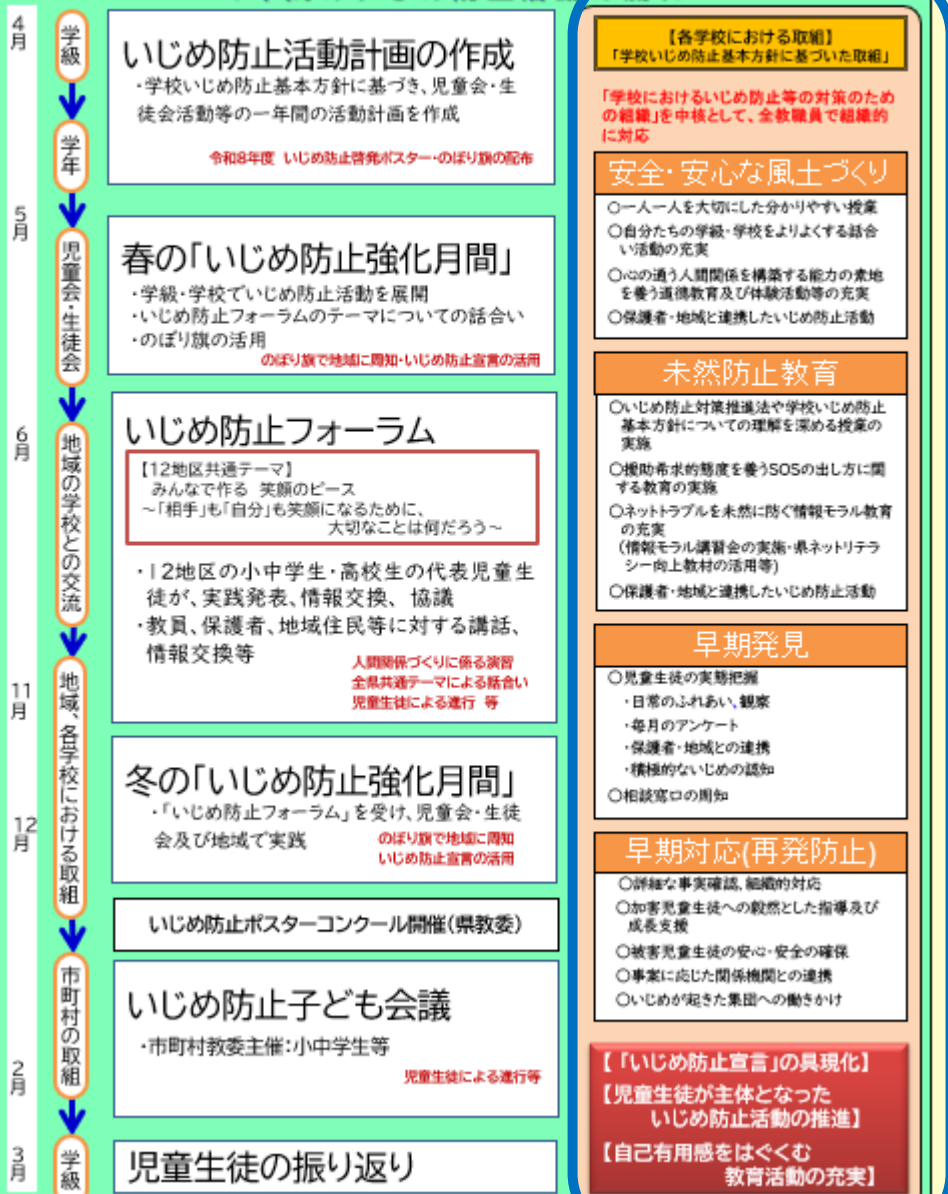
R8年度いじめ問題対策推進事業スローガン  
私たちは、「相手」も「自分」も笑顔にな  
るために、私たちにとって何が大切かを  
考え、行動します！

【令和8年度いじめ防止活動スローガン】

私たちは、「相手」も「自分」も笑顔になるために、  
私たちにとって何が大切かを考え、行動します！

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

<1年間のいじめ防止活動の流れ>



令和8年度いじめ防止活動スローガン  
私たちは、「相手」も「自分」も笑顔になるために、私たちにとって何が大切かを考え、行動します！

【各学校における取組】



・「いじめ防止宣言」の具体化  
・児童生徒が主体となった  
いじめ防止活動の推進  
・自己有用感をはぐくむ  
教育活動の充実

# いじめ防止対策推進法

## 【いじめの定義】

「児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象児童生徒が**心身の苦痛を感じているもの**」



いじめの疑いがあるものを**漏れのないように広く認知**し、対応していくことが大切。

# いじめの対応について

## いじめの1,000人当たり認知件数

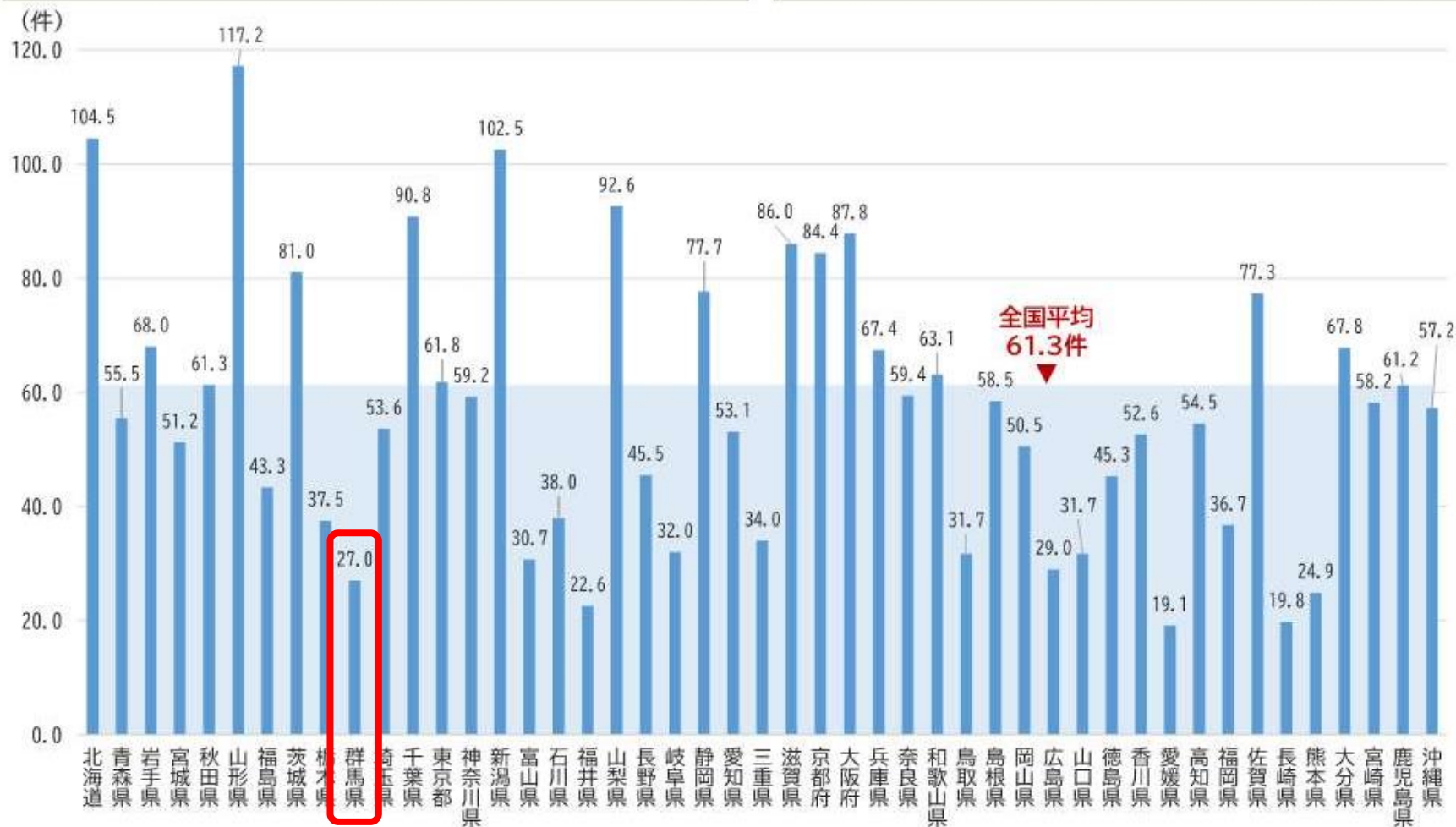
令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあつては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【児童生徒課長通知】



# いじめ対応の重層的支援構造

- ・いじめ防止対策推進法
- ・基本方針等(国→県→市町村→学校)
- ・いじめ重大事態ガイドライン
- ・こども基本法(R5.4.1施行)

## 困難課題対応的生徒指導

### ●特別な援助が必要な児童生徒に対して

- ▶ いじめの解消に向けた組織的な指導と援助  
(学校のいじめ防止対策組織による被害ケア・加害指導・関係修復等)

双方の成長支援

課題早期発見対応

### ●気になる児童生徒に対して

見逃さない!

- ▶ 予兆の発見と迅速な対応
- ▶ SOSの受け止め体制の整備  
(健康観察・生活アンケート・チャンス相談・被害側の安全確保等)

## 課題予防的生徒指導

### ●全ての児童生徒に対して

生み出さない!

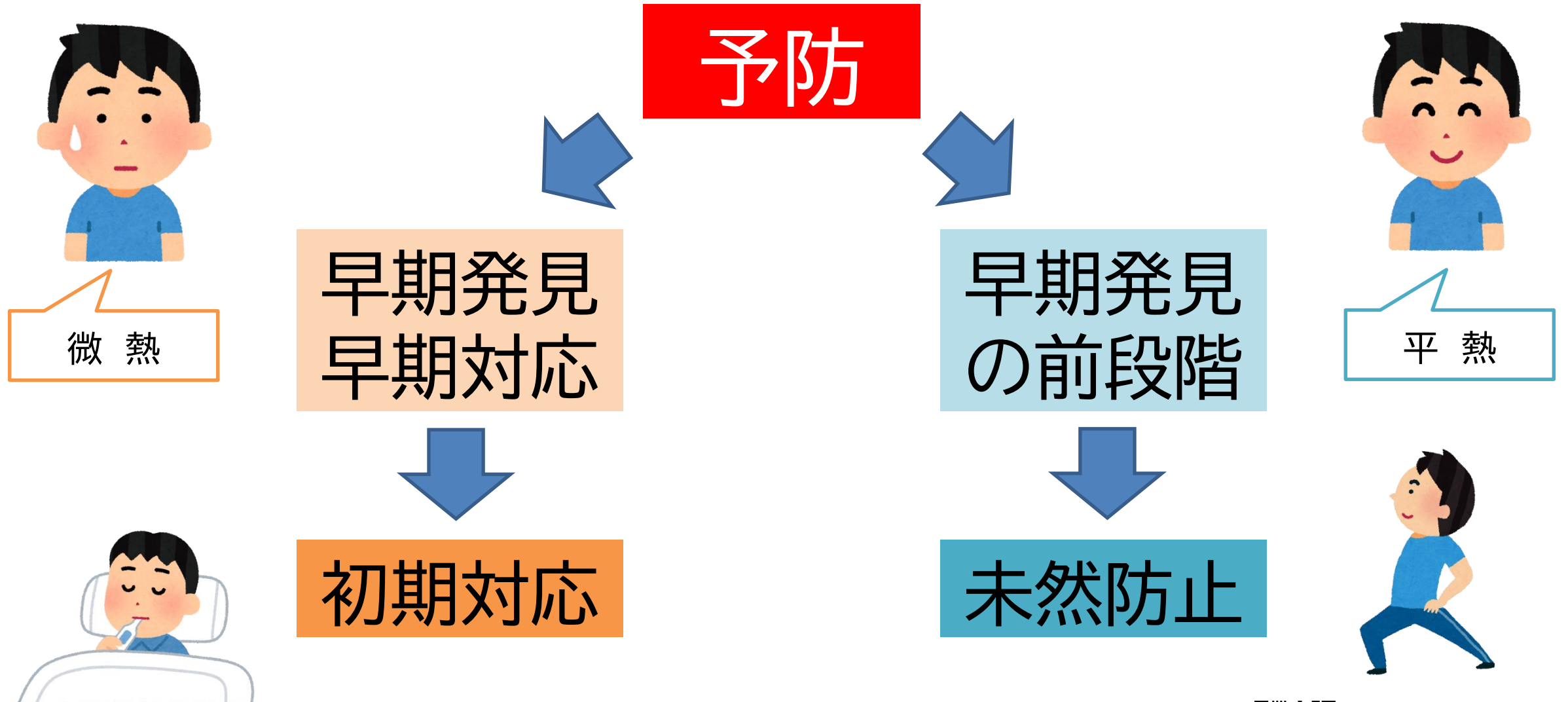
課題未然防止教育

- ▶ 道徳科や特別活動等、児童生徒主体のいじめ防止の取組  
(いじめ防止強化月間・いじめ防止フォーラム・いじめ防止子ども会議  
・sosの出し方教育・情報モラル教育)

## 発達支持的生徒指導

- ▶ 多様性を認め、人権侵害をしない人を育てる人権教育等  
(道徳科の授業・人権週間・法教育など市民性を育む教育・安全で安心な学校、学級づくり・自己肯定感を高められる声掛け等)

# いじめの予防について



参考:独立行政法人教育支援機構校内研修シリーズ「いじめのとりえ方と予防」藤平 敦

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/056.html>



説明では画像を提示します



# いじめの予防について（発達支持的生徒指導）

魅力的な学校をつくるための基盤となる **学級経営の充実**

説明では画像を提示します

一人ひとりの児童生徒の **心の居場所** づくり

**保存版** いじめのサイン  
発見シート

監修 藤田洋司 氏 大阪府立大学名誉教授 / いじめ防止基本法の策定に関与した専門家

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

### 朝 (登校前)

チェック項目は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない、朝顔からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる、集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達遊びにこない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の問題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言えないアザやキズアトがある。

**「いじめ」をしていますか？**

いじめられていると、次のようなサインが出ることがあります。

- 言葉づかいが悪くなる、言うことをまかさない、人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 年とお金以上のものを持っている、おこづかいでは買えないものを持っている。

**クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。**

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる支援ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

**休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。**

夏・冬休みの終わりがから新学期が始まる時期に、登校をやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものような変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまや家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

**「あれ？」もしかしてと思ったら・・・**

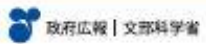
- 子どもにとって自身相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、押しつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真摯に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに決断のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しない」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「聞いてあげられる」

**ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。**

電話受付 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310 (なやみ番おう)  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報オンライン特設ページ <http://www.gov-online.go.jp/tekusyu/ijime/>



# 重層的支援構造で見る生徒指導体制チェックシート

群馬県教育委員会義務教育課

<p>困難課題対応的生徒指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コーディネーター役の教員(教育相談主任等)を位置付けて組織的な体制を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 困難な課題に直面した際、機動的連携型支援チームに管理職や養護教諭、SCやSSW等を加えた校内連携型支援チームを招集し、ケース会議を開いている。</li> <li><input type="checkbox"/> 有事の際の、校外の関係機関を含めたネットワーク型支援チームでの支援を想定し、日頃から教育委員会や児童相談所、警察等、校外の関係機関と連絡を取っている。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめの重大事態が疑われる事案が発生した際、速やかに市町村教育委員会や児童相談所、警察等、校外の関係機関と連絡を取っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 犯罪行為と取り扱われるべきいじめに対しては、速やかに警察署と連携して対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不登校を問題行動と捉えず、SCやSSW等専門スタッフによる追加サポートやスクールカウンセラー等の協力的支援に当たり、必要に応じて外部機関との連携も行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 不登校児童生徒の学びの保障に向け、ICTや学校内外の活用を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 事案の解消や終結後、一連の対応の成果と課題を共有し、次の指導・援助につなげている。</li> </ul>
<p>課題への対応(リアクティブ)</p>	<p>課題早期発見対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 定期的にいじめアンケート(生活アンケート)を実施するとともに、実施後は速やかに内容を確認している。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常の観察の様子や、いじめアンケート結果を学年会等の場で定期的に共有し、気になる児童生徒を早期に見出すスクリーニングを行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 早期の段階で課題が発見されたときには、担任一人で抱え込むことなく、学年主任や生徒指導主事等と協力した機動的連携型支援チームで対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 法に基づいた認知のもと、いじめの発見をした際には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ対策組織に情報を集約している。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめの解消については、①行為がやんでいること②被害者が苦痛を感じていないことを本人や保護者に確認した上で判断している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不登校の予兆が見られた際には、保護者・養護教諭・SC等と連携して支援に当たっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 長期休業前には通信等を利用して相談窓口の周知を行っている。</li> </ul>
<p>日常的な生徒指導(プロアクティブ)</p>	<p>課題未然防止教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 下地となる生命や健康に関する授業(道徳や保健体育)の実施のもと、SOSの出し方・受け止め方に関する授業を計画的に年1回以上実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 道徳科や学級活動の時間に、児童生徒が自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、いじめの問題を自分事として捉え、考え、議論する授業を実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめ防止フォーラムや市町村のいじめ防止子ども会議の成果を、特別活動等の時間において、自校のいじめ防止教育に活用している。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針を教職員・保護者・地域で共有している。(研修の実施、ホームページでの公開等)</li> <li><input type="checkbox"/> ネットいじめや犯罪被害、依存症の防止に向けた情報モラル教育を計画的に実施している。(県ネットリテラシー向上教材や情報モラル講習会の実施等)</li> <li><input type="checkbox"/> 警察との連携を通して、交通安全教室・薬物乱用防止教室・非行防止教室等を計画的に実施している。</li> </ul>
<p>発達支持的生徒指導</p>	<p>全ての児童生徒に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 誰もが「分かる授業」「面白い授業」の展開に向けた授業改善に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かな人間関係づくりに向けた学級経営や授業の充実に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 授業で「自らの意見を述べる」「自ら考え、選択し、決定する」「アイデアを形にし、発表する」等の体験を意図的に設定している。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめや暴力行為には毅然と立ち向かうとともに、挑戦や失敗、互いの個性や多様性を認め合えるような風土づくりに向けた学級経営の充実に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 学級目標やルール、係活動など決定する場面では、教師の支援のもとで、児童生徒が自分事として捉え、主体的に意見表明し、参画できる場を設定している。</li> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒一人一人の強みを見付け出し、教職員間、児童生徒間で共有する場を設定している。</li> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけを積極的に行っている。</li> </ul>

「生徒指導関連資料」(県教委)

生徒指導体制チェックシート



# 校種ごとのいじめの態様現状（令和6年度）

## 【小学校】

- 冷やかしやからかい 55%
- 軽い暴力 29%
- 嫌なことをさせられる 20%

## 【中学校】

- 冷やかしやからかい 65%
- 軽い暴力 18%
- 嫌なことをさせられる 17%

## 【高校】

- 冷やかしやからかい 73%
- PC等で誹謗中傷 14%
- 仲間はずれ 12%

## 【特別支援学校】

- 軽い暴力 30%
- 冷やかしやからかい 29%
- 嫌なことをさせられる 15%

# ネットリテラシー向上教材

## R3 動画 教材



本県の「教育イノベーションプロジェクト ICT リテラシー向上 PJ」の一環で、児童生徒がネットリテラシーを学ぶことのできる動画教材を制作し、youtube「tsunos チャンネル」で配信しています。ぜひ、小中学校等の授業でもご活用ください。

- 【ストーリー1】 SNSによる適切なコミュニケーションについて考えよう
- 【ストーリー2】 SNSを安全に使用するために注意すべきことを考えよう
- 【ストーリー3】 インターネットに依存せず、適切に使用するために必要なルールについて考えよう

インターネットやSNSの活用を目的とした適切なコミュニケーションスキルを身に付けよう

### 動画教材の特徴

- 児童生徒が自分事として疑似体験できるように、具体的事例を踏まえたリアリティのある再現ドラマ形式となっています。
- インターネットの「影」を強調し、児童生徒をインターネットから遠ざけるのではなく、トラブルを防ぐ方法と「光」の部分を知ることで、適切に活用できるようになることを目的としています。
- インターネットに接続する機器やサービスが新たに誕生しても変わらない、インターネットの特性である「記録性」「公開性」「匿名性」などを伝える内容になっています。
- 本教材だけでネットリテラシー教育を完結させるものではなく、視聴を通じて児童生徒が興味を持ち、自ら学びきっかけをつくります。

### <動画の構成 (1 ストーリー約 15分)>



前半：インターネットの影の部分のドラマ後半：トラブルを防ぐ方法とインターネットで広がる世界

本動画教材を用いた学級活動指導案を「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」に掲載してあります。 URL [http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)



## 群馬県 ICT リテラシー向上 PJ 教材第 2 弾 ! !



小・中学生向けストーリー

中・高校生向けストーリー

本教材は、物語を読み進めながら、主人公目線で選択肢を選び、自分の判断によって様々なストーリーが展開していくマルチエンディングタイプの【体験型 web 教材】です。

「もしも自分だったら…」 「こっちを選んだらきょうこうなるかな…」 想像力を働かせながら、インターネットの適切な利用について考えることができる構成となっています。

以下の URL または 2 次元コードから利用することができます。

<https://www.gunma-netliteracy.com>



30分くらい  
いいんぢゃない  
かな・・・



終わりにしたいけど  
みんないるし...

本教材を活用した学級活動指導案が「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」からダウンロードできます。

URL [http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)

## R4 体験 型 web 教材



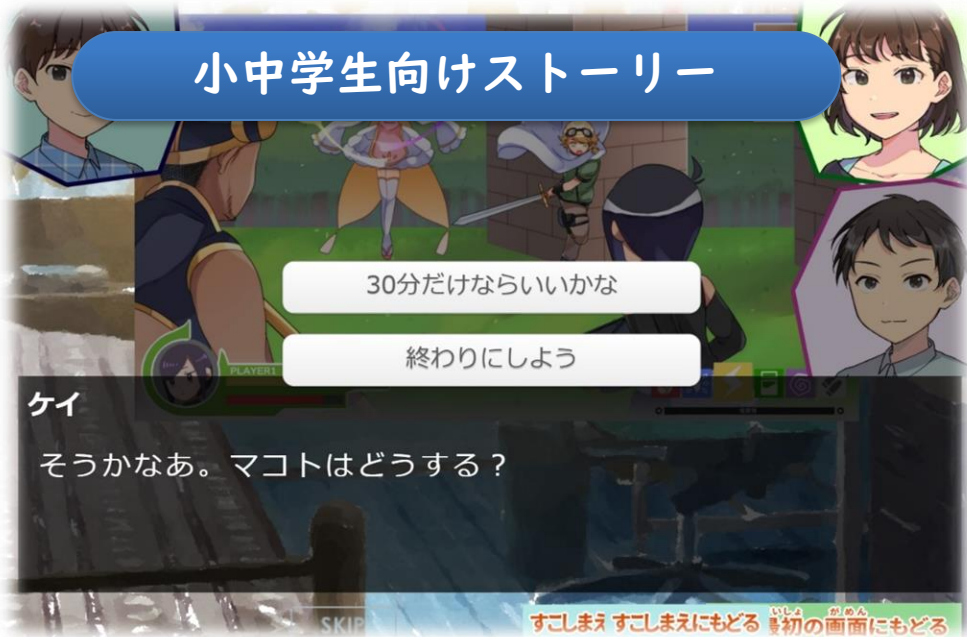
# インターネットの光と影を知ろう!

～群馬県ネットリテラシー教材～



- ・主人公目線で自分事として物語を読み進める。
- ・読み手の選択によりストーリーが変化。
- ・選択によってエンディングの内容や登場人物が異なる。
- ・随所にトラブルの種がちりばめられている。
- ・児童生徒は4つのリテラシーを働かせながら自己決定を繰り返す。
- ・全員共通の疑似体験を通した話し合い活動ができる。

## 小中学生向けストーリー



## 中高生向けストーリー



「ネットリテラシー向上教材」(県教委)

[http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829)



# いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂(R6.8.30)

## 概要

### 背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

### 新規重要!

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

# いじめに対する平時からの備えについて

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

### 【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

#### ●学校における平時からの備え（p 6～7参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

本チェックリストは、いじめ重大事態に対する、平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものです。  
全10ページで、1ページ目が「学校における平時からの備え」についてになっている。

[https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext\\_jidou01-1336275\\_4.docx](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx)

# 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した 平時からの備えに関する点検に関する調査より

群馬県実施率

## ■学校における平時からの備えについて

③ 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	88.1%
⑪ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	81.6%

## ■学校の設置者における平時からの備えについて

⑥ 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	81.1%
--	-------

# 子供たちを犯罪被害から 守るために ～SNSの適切な利用～



群馬県警察本部生活安全部  
子供・女性安全対策課

## 1 現状

近年、インターネットの急速な普及によって、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット等（以下、「携帯電話等」という。）のネット環境に接続できるツールは生活必需品となっています。

そのような環境の中、子供たちも低年齢のうちから、携帯電話等を所有するようになっていきます。

令和6年度に、県内の小中高等学校（小学5年生から高校2年生まで、7,116人、48校）の児童生徒を対象に、当課で実施したアンケート調査によれば、児童生徒の携帯電話等の所持率は、

- 小学生（5・6年生）・・・75.0%
- 中学生（1～3年生）・・・88.3%
- 高校生（1・2年生）・・・99.9%

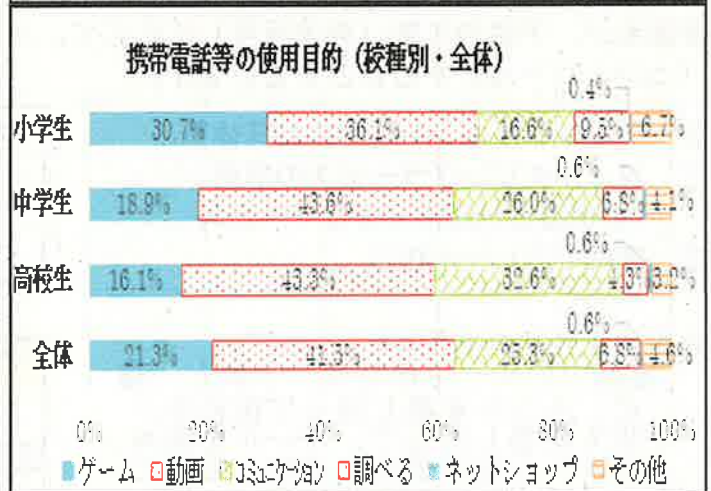
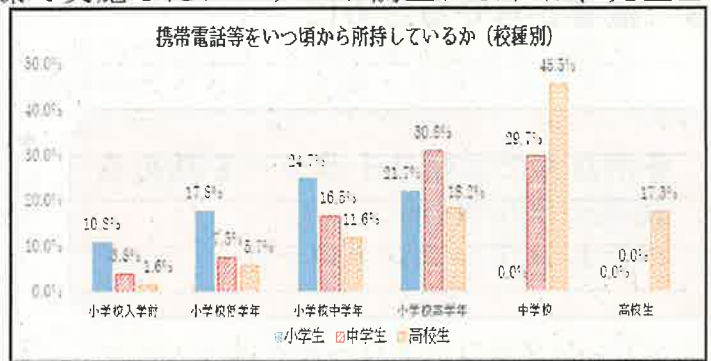
と高く、児童生徒が携帯電話等を初めて所有する時期も、年々早くなってきている傾向にあります。

また、使用目的は、ゲームや動画の視聴、SNSによるコミュニケーションのためであることが大半を占めています。

子供たちは、情報リテラシーに乏しく、十分な情報モラルを身につけてないうちから携帯電話等でSNSを含むインターネット利用をしている状況です。

そのような現状で、インターネット、特にSNSに起因した子供の犯罪被害も後を絶たない状況にあります。

最近では、SNS上に「闇バイト」の募集広告等も掲載されており、知らずに応募して犯罪に加担してしまうという危険性もあります。

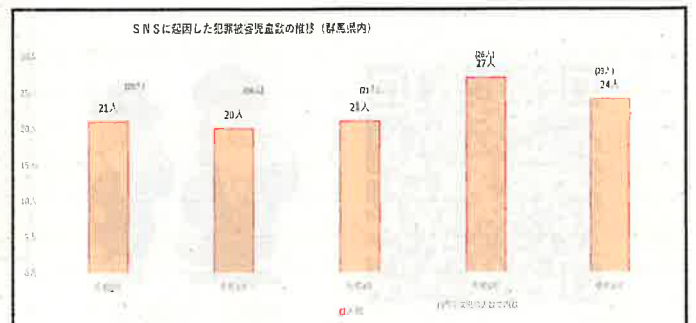


引用：令和6年度児童生徒の携帯電話等の利用に関するアンケート調査結果

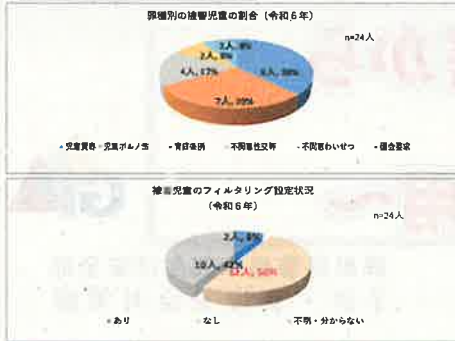
## 2 群馬県内の被害状況

県内では、不適切なSNS利用により犯罪被害に遭った児童（18歳未満の者）の人数は、昨年（令和6年）からの直近5年間で、毎年20人以上で推移しており、そのほとんどが女兒という状況です。

令和6年を見ますと、被害児童24人のうち、児童買春・児童ポルノ法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）違反の被害が9人と最も多く、



## 保護者向け資料



次いで育成条例（群馬県青少年健全育成条例）違反の被害が7人でした。

被害児童の所有する携帯電話等のフィルタリングの設定状況については、24人中、「(フィルタリングが) ある」との回答が2人、**「(フィルタリングが) ない」との回答が12人と、半数にのびりました。**

子供たちを犯罪被害から守るためには、フィルタリングの設定が、一定の抑止効果があることが分かります。

### ＜実際にあった事例＞

- ・女子高校生(17)がお金欲しさから、SNSで知り合った男と会い、児童買春の被害に遭った。
- ・女子高校生(16)がSNSで知り合った男に脅されて、自撮り画像を送信してしまい、児童ポルノの被害に遭った。
- ・女子中学生(14)がSNSで知り合った男に脅されて会ってしまい、性犯罪の被害に遭った。

## 3 被害から守るために

子供たちを犯罪被害から守るためには、SNSの適切な利用が求められます。子供たちが安全・安心してSNSを利用するためには、次のようなことが大切です。

- 1 子供たちの情報リテラシーを高める
- 2 情報モラル教育
- 3 ペアレンタルコントロール

◆子供たちの情報リテラシーを高め、情報モラルを身につけさせるための情報モラル教育として、群馬県警察では、児童生徒を対象に、小、中、高等学校、特別支援学校等において

### 「情報モラル講習会」

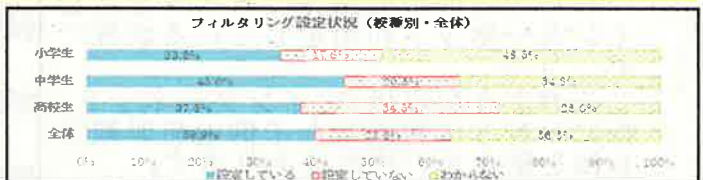
を開催しています。

＜ペアレンタルコントロールとは・・・＞

保護者が、子供の年齢（発達程度）に応じて、パソコンや携帯電話等の使用を管理（コントロール）することを言います。

### ☆ペアレンタルコントロールの具体策

- ① フィルタリングサービスの活用  
※保護者が設定できるサービス
- ② 家庭でのルール作り



### ☆ルール作りのポイント

- ・家庭でのルール作りは、子供と一緒に、ルールを話し合っ決めて。
- ・子供も納得した上で、ルールを決め、そのルールを子供たちに守らせることが大切です。

※「家庭のルール帳」は群馬県警察ホームページからダウンロードできます。



上州くん みやまちゃん

引用：令和6年度児童生徒の携帯電話等の利用に関するアンケート調査結果

携帯電話等（携帯電話、スマートフォン）の利用に際しての  
**家庭のルール帳**

クラス： 氏名：

③ルール  
携帯電話等を使ってよい時間： ～ まで

ルール1  
ルール2  
ルール3

おぼえのなみさま  
インターネット 賢く使おう！  
7つのルール

1. 知らない 言葉
2. 知らない 友だち
3. のせない 個人情報
4. 作らない 悪口
5. 知らない 噂話
6. 分からない 言葉
7. 守る ルール

(群馬県・群馬県警察)

☆子供たちの安全・安全に携帯電話等を使えるようにしましょう。  
☆ペアレンタルコントロールを実践し、  
☆家庭でルールを決めて、  
☆そのルールを子供たちに守らせることは、  
☆保護者のつとめです。

※当課では、家庭でのルール作りの参考となるように、「家庭のルール帳」を作成しました。

携帯電話等（携帯電話、スマートフォン）の利用に際しての

# 家庭のルール帳

クラス：

氏名：

## ◎ルール

携帯電話等を使ってよい時間

:

~

:

ま

で

ルール①

ルール②

ルール③

おせのかみさま

インターネット 覚えてほしい  
7つのルール

- お： おくらない 写真
- せ： ぜったいにあわない
- の： のせない 個人情報
- か： かきこまない 悪口
- み： みない 有害サイト
- さ： さがさない 出会い
- ま： まもる ルール

(群馬県・群馬県警察)



上州くん

みやまちゃん



～群馬県警察からのお願い～

携帯電話等（スマートフォン、タブレット）を使うときの

## 我が家のルール

<<<子供たちが安心、安全に携帯電話等を使えるようにしましょう!>>>

- ☆ペアレンタルコントロールを実践し、
- ☆家庭でルールを決めて、
- ☆そのルールを子供たちに守ってもらうようにすることは、
- ☆保護者のつとめです。

※ペアレンタルコントロールとは、子供の年齢（発達程度）に応じて、子供が持つスマートフォンなどでのインターネットやSNSの利用方法を、保護者がフィルタリング設定する、使い方ルールを決めるなどして管理（コントロール）していくことを言います。

- 1 <sup>つか</sup> <sup>じかん</sup> <sup>\*</sup> **使う時間を決めましょう！**（ <sup>：</sup> <sup>～</sup> <sup>：</sup> ）
- 2 <sup>つか</sup> <sup>お</sup> <sup>き</sup> <sup>ぼしょ</sup> <sup>もど</sup> **使い終わったら、決められた場所に戻しましょう！**  
（ <sup>：</sup> <sup>：</sup> ）
- 3 <sup>とう</sup> <sup>かあ</sup> <sup>き</sup> <sup>まも</sup> **お父さん、お母さんと決めたルールを守りましょう！**

- アダルトサイトなどのあやしいサイト（18歳未満は見てはいけないサイト）は見ない。
- 闇バイトの募集広告を見ない、親に黙って応募しない。
- 親に黙ってオンラインゲーム/オンラインカジノに課金しない（アイテムを買ったり、お金を賭けない）。

<sup>けいたいでんわなど</sup> ◎携帯電話等（スマートフォンやタブレット）は、<sup>とう</sup> <sup>かあ</sup> <sup>か</sup> お父さん、お母さんから借りているものです！

<sup>まも</sup> <sup>ただ</sup> <sup>つか</sup> だから、ルールを守って、正しく使いましょう！

### おぜのかみさま

インターネットやSNSを利用するとき、  
覚えてほしい  
7つのルール

- お： おくらない 写真
- ぜ： ぜったいにあわない
- の： のせない 個人情報
- か： かまさない 罠
- み： みない 有害サイト
- さ： さがさない 出会い
- ま： まもる ルール

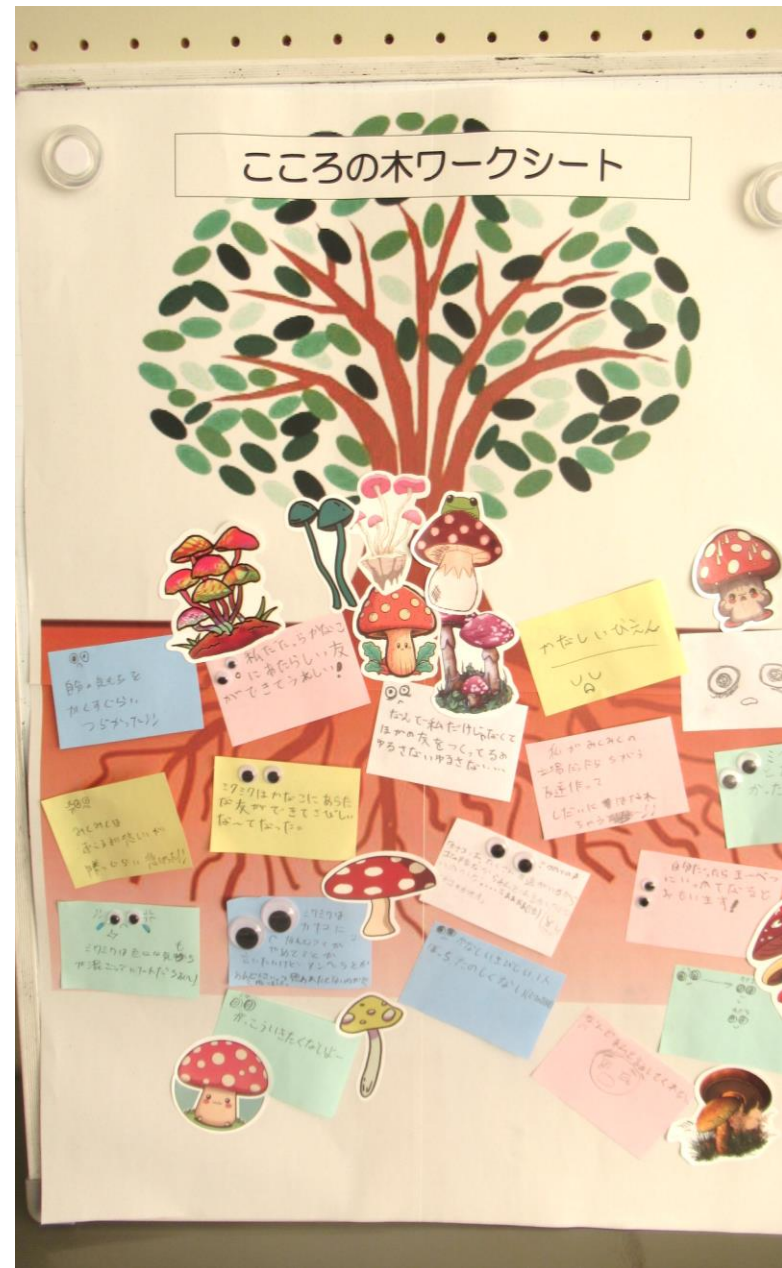
（群馬県・群馬県警察）

ルールを守って、  
インターネットやSNSを  
安全に、安心して  
利用しようね！



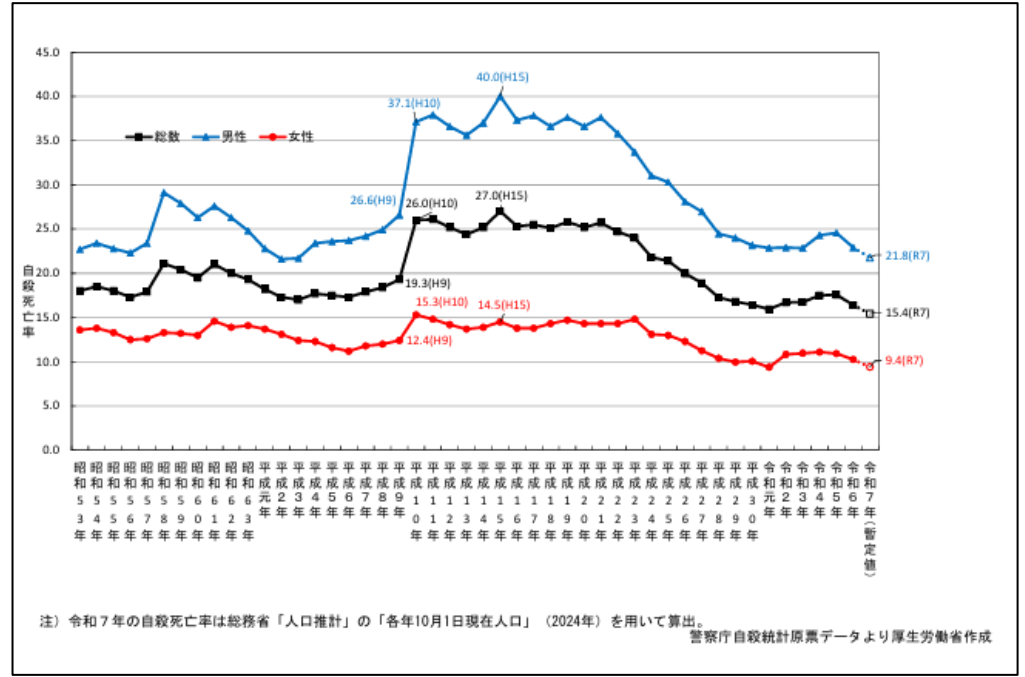
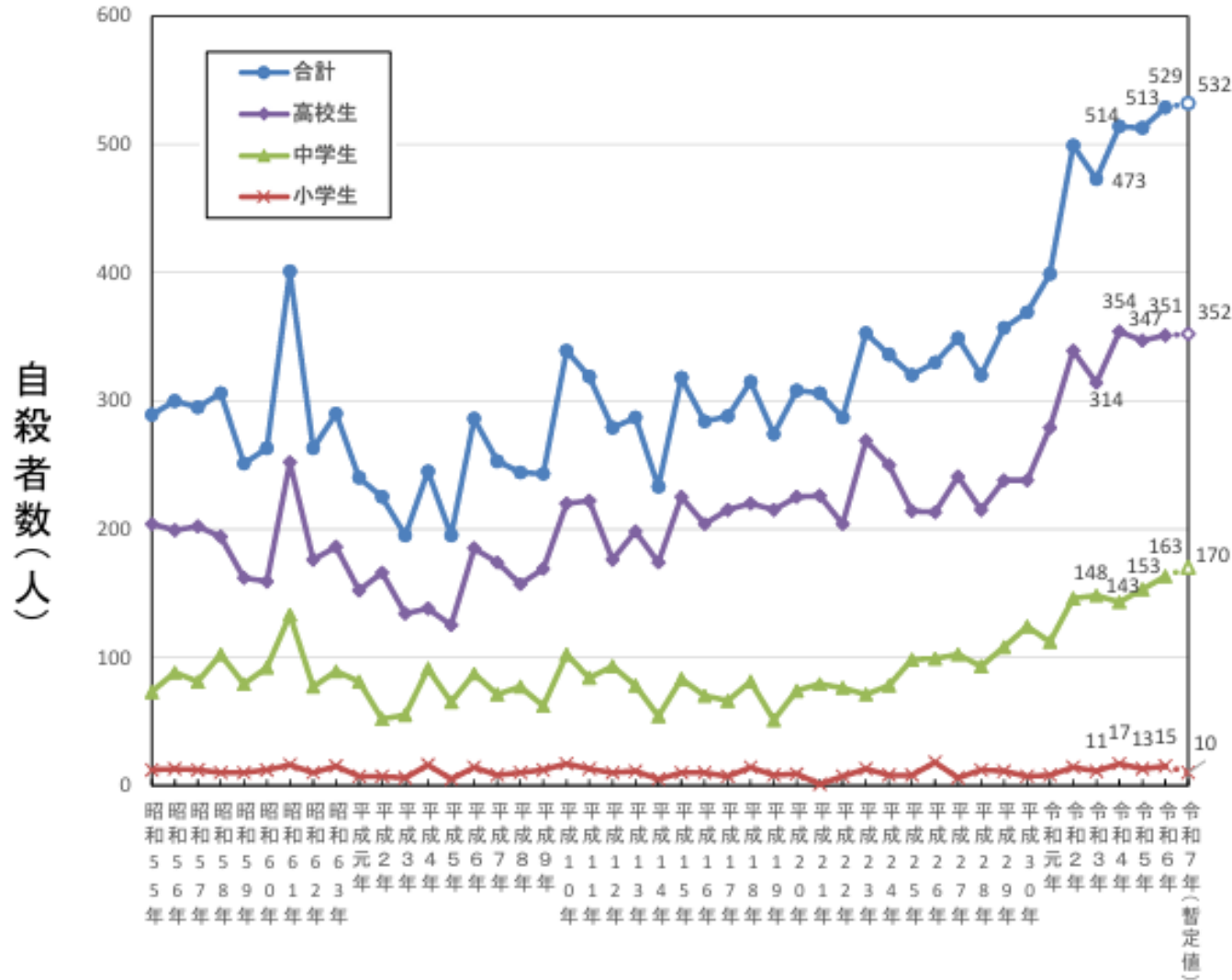
上州くん

みやまちゃん



# 自殺予防教育 について

# 小中高生の自殺者数の年次推移



## 自殺者数の前年差

	令和6年 (確定値)	令和7年 (暫定値)	前年差
小中高生	529人	532人	3
小学生	15人	10人	-5
中学生	163人	170人	7
高校生	351人	352人	1

警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

# 予防活動

1

## 自分を大切にしよう

～こころのSOSの出し方、  
受け止め方～

群馬県



# 危機介入

自殺の危険が高まった生徒への  
危機介入マニュアル

令和4年8月  
群馬県教育委員会

<表紙画像>  
ググっとぐんま写真館  
<https://gunma-dcnet/imagelibrary/>より

# ■自殺予防教育「SOSの出し方、受け止め方に関する教育」 年1回以上の授業実践100%に（R7 小87% 中92%）

## SOSの出し方・受け止め方に関する教育プログラム

### ① 児童生徒向け

『一見、悩みやもやもやした気持ちは、どこかに追いやりたいものですが、悩みやもやもやがあると、それが力になったり、他の人との結びつきになったり、支え合いになっていたりする。』という内容を扱っています。



### ② 保護者向け

ここでは、自殺未遂の子どものエピソードを扱いながら、『子どものSOSは、睡眠、食欲、体調、行動に関係してくること』『なぜ、そのような行為に及んでしまったのか』というような内容に触れていきます。



### ③ 教職員向け

「先のことを考えているからこそ、悩みがある。」「学校は、だからの愛に溢れている。」など、教職員としての学びがたくさんある内容になっています。



生徒指導係関係資料	
教育相談体制充実に向けて	いじめ対策資料
SC・SSW・SL活用事業資料	問題行動対策資料
ネットリテラシー向上教材	その他資料
文部科学省発行資料等	SOSの出し方・受け止め方に関する教育



生徒指導係関係資料  
一群馬県教育委員会  
各課発行・提供資料

本事業の紹介動画や資料はこちらから、ダウンロードできます。

群馬県教育委員会

## 予防活動

- ### 自殺予防教育 モデルプログラム
- ・ 児童生徒向け
  - ・ 保護者向け
  - ・ 教職員向け

SCと連携して実施

## 実践校での感想

### <小学生>

心の中には、ばいきんがいて、大切なやくわりをしているのを初めて知って、大切にしようと思った。自分もけいけんして、心がすっきりしなくて、こまっていたけど、今日の話でそうだとすれば少しだけすっきりするんだと思いました。



### <中学生>

今の時期はみんな感受性が豊かでいろんなことを考えて、悩んでいるけれど、その感情もこれからの自分にとって成長の糧となって新しい自分になるきっかけになることがわかった。

### 〔保護者〕

反抗期に差し掛かっている我が子の扱いに不安がありましたが、だけどの愛を育むチャンスと聞いて、なるほどと思いました。子どもたちが存在レベルでの自己肯定が出来ているだろうかと考えさせられました。とても参考になりました。ありがとうございました。

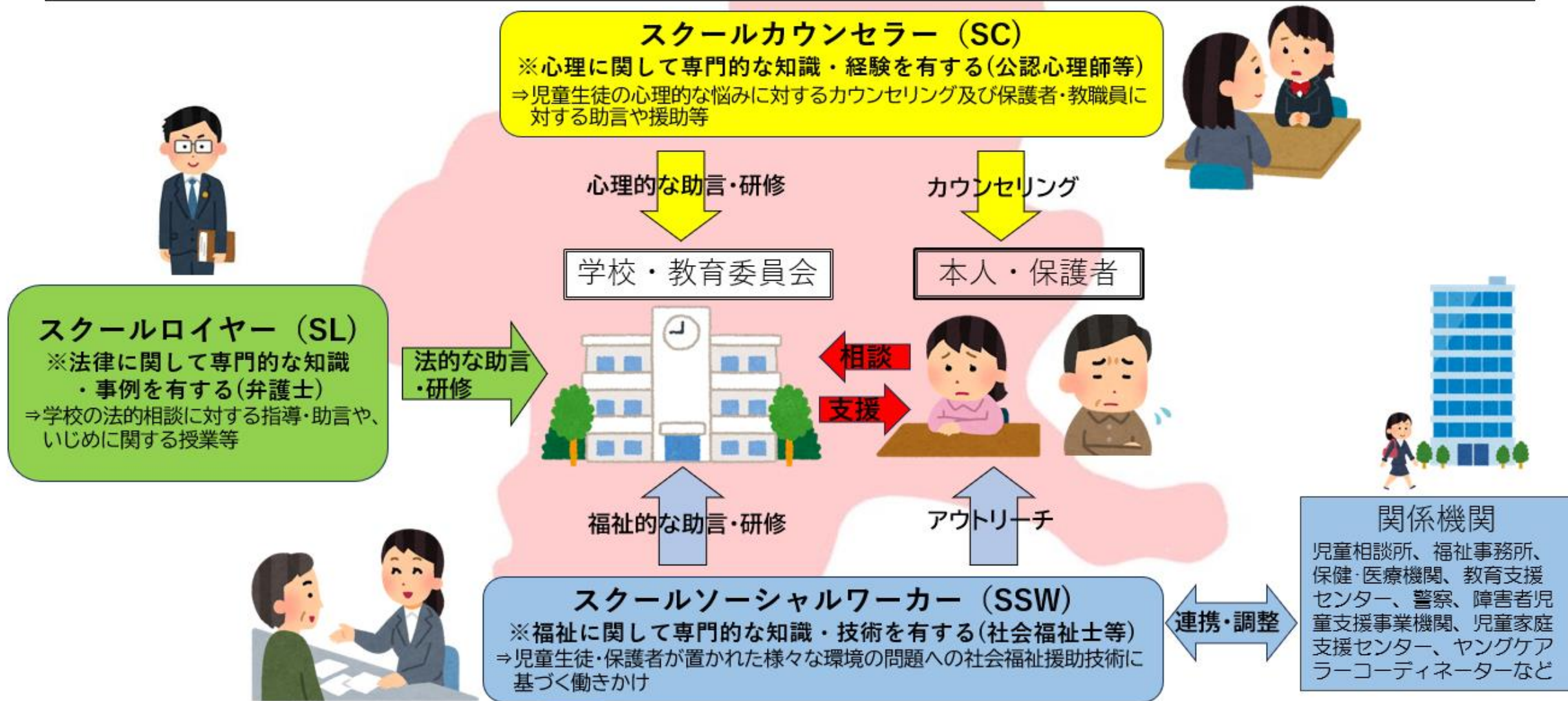
### 〔教職員〕

生徒たちのことを考えながら聞いていました。学校では「存在レベルの自己肯定」は認めにくい感じは確かにあるので、日頃のコミュニケーションで認め、高めていくのが大切なのかなと思いました。そのまま認めてあげるのも、頑張らせるのも両方大切なのでバランスを考えていきたいと思いました。

# 学校における教育相談体制の充実に向けて

群馬県教育委員会

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくために、学校、児童生徒・保護者、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤー（SL）が連携し合い、「チーム学校」として課題解決を目指していきます。



# 令和8年度 児童生徒の問題行動等に関する 月例報告書の作成について

1 ファイルの使い分け

2 リストに基づいた入力

3 いじめ解消の2要件

4 いじめの態様の項目追加

# 1 ファイルの使い分け



## □ 報告用ファイル

- ・ 毎月の報告に使用する。
- ・ ○○に月及び校名・市町村名等を入れて活用する。

R08 月例報告〇月 ○〇学校・〇〇教委・〇〇事務所【報告用】.xlsx	2026/03/26 11:39	Microsoft Excel ワークシート	9,658 KB
R08 月例報告分析作業用（事務所・市町村教委用）.xlsx	2026/04/01 14:19	Microsoft Excel ワークシート	77,905 KB

## □ 分析作業用ファイル

- ・ 報告には使わない。
- ・ 各学校や各教委で分析作業の必要があれば活用する。

R08 月例報告〇月 ○〇学校・〇〇教委・〇〇事務所【報告用】.xlsx	2026/03/26 11:39	Microsoft Excel ワークシート	9,658 KB
R08 月例報告分析作業用（事務所・市町村教委用）.xlsx	2026/04/01 14:19	Microsoft Excel ワークシート	77,905 KB

重いのでメールに不向き



### 3 いじめの解消の2要件



#### □ いじめの解消

① 「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続」

かつ

② 「被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められる」

※被害児童生徒本人及びその保護者に対して面談等により確認

#### □ 4月10日のいじめの解消は？

- ・ 少なくとも「7月10日まで行為が止んでいる」ことが必要
- ・ 解消になるのは最短で7月
- ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対して面談等により確認

# 4 いじめの態様の項目追加



令和7年度文部科学省の諸課題等調査において、いじめの態様項目に追加がありました。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校		
				小学部	中学部	高等部
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	0	0	0	0	0	0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	0	0	0	0	0	0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	0	0	0	0	0	0
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	0	0	0	0	0	0
金品をたかられる。	0	0	0	0	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	0	0	0	0	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0	0	0	0	0	0
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	0	0	0	0	0	0
卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

## 追加項目

卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたり

するなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

# 班別協議

- 自己紹介
- 事例についての班別協議

「固定化した人間関係における性的ないじめと学校の対応」

- ① 事例を読み、教職員の対応や生徒の様子で気になる箇所を見つける
- ② 気になる箇所の課題や問題点を挙げ、その原因や解決策について話し合う
- ③ ご自身の学校において、このようないじめの重大化を防ぐために、どのような取組ができるか話し合う

## 協議用事例 いじめの重大化を防ぐための研修用事例集 事例6より

高校2年生女子のJさんは、小学校から中学校まで単学級であったため、クラス替えも行われず、高校でも地元の知り合いが多い状況で、人間関係は固定されていた。クラスの中では、同じ中学校から進学してきた男女4人のグループが強い影響力を持っていた。Jさんは、そのグループの男子生徒とKさんと交際を始めたが、数か月後に関係が解消された。その直後から、Jさんに対する性的な言葉やからかいが始まり、SNSの4人のグループチャット内では「Kさんと付き合ってたくせに」「体自当てだったんじゃないの」などのメッセージに加え、KさんがJさんの裸の画像を共有していた。同級生の中の数名はその事実を知っていたが、誰にどうやって相談したらよいか分からず、声を上げることができなかった。そのため、教職員がその事実を把握することはなかった。

Jさんは、保健室に頻繁に訪れるようになり、「なんか疲れた」「誰にも話したくない」といった言葉を残すようになったが、養護教諭はJさんの交際の情報を知っていたため「思春期特有の悩み」と判断し、深く聴き取ることはしなかった。担任も「交際関係のトラブルはよくあること」として、特に対応を取らず、学級内の雰囲気も「少しざわついているが、深刻ではない」と判断していた。

一方で、Jさんの友人のLさんは、4人グループの教室での会話から、Jさんの裸の画像のことを知り、誰かに相談しようとした。スクールカウンセラーだよりに「困ったことがあったら昼休みに気軽に相談室に来てくださいね」と書かれていたのを思い出し、スクールカウンセラーの勤務日に相談室を訪ねた。

Lさんの相談を受けたスクールカウンセラーは、Lさんの了解を得た上で校長に報告するとともに、警察への相談を提案したが、校長は「いじめ対策組織で事実確認を行う」と判断した。

その後、関係生徒への事実確認を行い、4人とも不適切な投稿を認めた。担任はその場で関連する投稿や画像を削除させ、Jさんへの謝罪の場を設け、双方の保護者に対して指導の経緯について連絡をした。

後日、地域の放課後ボランティア活動に参加していたJさんが、活動中に泣き出す場面があり、ボランティアスタッフが学校に連絡を入れた。スタッフからは「SNSで画像が流出したことを心配していた」と伝えられたが、電話に出た当該学年の教員は「学校ではいじめとして認知して対応に当たった。謝罪を終えたので多分解決していると思う」と回答した。

その翌日、保護者から学校に連絡が入り「学校は先日のいじめの件が解決したと考えているのは本当か。娘はショックを受けて学校に行かないと言っている。裸の画像が拡散されたとも聞いている。学校には任せられないので警察に被害届を出す」との話があった。

# 協議用ワークシート

①事例を読んで、教職員の対応や生徒の様子等で気になったところにマーカーなどで線を引いてください。

②①で線を引いた箇所の課題や問題点を挙げ、その原因や解決策について話し合ってください。

課題・問題点	原因や解決策

③ご自身の学校において、このようないじめの重大化を防ぐために、ご自身の学校ではどのような取組ができるか話し合ってください。

# 諸連絡

- いじめ防止基本方針の改定
- ネットリテラシー教材を用いた実践等

## ネットトラブル等の未然防止教育

R3  
動画教材



**ネットリテラシー向上動画教材**  
**インターネットの光と影を知ろう!**

本講の「教育イノベーションプロジェクトICTリテラシー向上PJ」の一環で、児童生徒がネットリテラシーを学ぶことのできる動画教材を制作し、youtube「tsunonoチャンネル」で配信しています。ぜひ、小中学校等の授業でもご活用ください。

【ストーリー1】 SNSによる適切なコミュニケーションについて考えよう  
【ストーリー2】 SNSを安全に使用するために注意すべきことを考えよう  
【ストーリー3】 インターネットに依存せず、適切に使用するために必要なルールについて考えよう

**動画教材の特徴**

- 児童生徒が自分事として疑問体験できるように、具体的な事例を題材としたリアリティのある再現ドラマ形式となっています。
- インターネットの「善」を強調し、児童生徒がインターネットから導き出せるのではなく、トラブルを防ぐ方法と「善」の部分を熟知することで、適切に活用できるようにすることを目的としています。
- インターネットに接続する機器やサービスが新たに登場しても変わることはない、インターネットの特性である「双方向性」「公開性」「匿名性」などを伝える内容になっています。
- 教材だけでなくネットリテラシー教育を実施できるものではなく、視聴を通して児童生徒が興味を持ち、自ら学ぶきっかけを作ります。

＜動画の構成（1ストーリー約15分）＞

前半：インターネットの影の部分のドラマ、後半：トラブルを防ぐ方法とインターネットで応じる姿勢

本動画教材を用いた学級活動指導案を「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」に掲載しております。 URL [http://www.nc.gunma-boe.gin.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gin.ed.jp/?page_id=829)



**群馬県ICTリテラシー向上PJ教材第2弾!!**  
**インターネットの光と影を知ろう!**  
～群馬県ネットリテラシー教材～

本教材は、物語を読み進めながら、主人公役で選択肢を選び、自分の判断によって様々なストーリーが展開していくマルチエンディングタイプの【体験型web教材】です。

「もしも自分だったら…」 「こちを選んだらきっとこうなるかな…」 想像力を働かせながら、インターネットの適切な利用について考えることができる構成となっています。

以下のURLまたは2次元コードから利用することができます。

<https://www.gunma-netliteracy.com>

本教材を使用した学級活動指導案が「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」からダウンロードできます。 URL [http://www.nc.gunma-boe.gin.ed.jp/?page\\_id=829](http://www.nc.gunma-boe.gin.ed.jp/?page_id=829)

R4  
体験型  
web教材

## 群馬県いじめ防止基本方針

目指す姿  
子供たちが安心して学べる学校  
子供たちの悩みや相談を受け止められる家庭  
子供たちを温かく見守れる地域



©群馬県 くんまちゃん

平成25年12月  
(令和8年4月改定)

群馬県